

渋谷区文化総合センター大和田 区民学習センター利用ガイドライン

政府及び東京都の方針を受け、令和3年10月25日から11月30日までの本ガイドラインを定めます。内容をご理解いただいた上で、ご利用をお願いいたします。尚、令和3年12月1日以降のご利用については、政府や東京都の通達に応じて別途決定いたしますが、利用制限がある可能性を十分に考慮しつつ、お申込みください。

渋谷区文化総合センター大和田
指定管理者 しぶや文化創造グループ

1. 利用時間は通常の22時までです。定員は、学習室5（調理室）のみ50%とします。
2. 施設の利用を取り消される場合は、施設・付帯設備利用料ともに、規定通りの還付といたします。

※本ガイドラインは、政府、東京都の方針、及び公益社団法人全国公立文化施設協会の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに準拠します。新たな政府要請や新型コロナウイルスの感染状況により、変更する可能性があります。

※本ガイドラインに記載なき事項は、利用案内に定めるとおりとします。

①基本的対策徹底期間おける対応（東京都）

- ・ [基本的対策徹底期間における対応（PDF 720.6KB）](#)

②新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び事務連絡（内閣官房）

- ・ [新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（PDF 790.1KB）](#)
- ・ [（内閣官房）令和3年9月28日付け事務連絡（PDF 1.1MB）](#)

③劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（公益社団法人全国公立文化施設協会）

- ・ [劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版](#)

1. 定員数・時間制限

《学習室》令和3年10月25日～11月30日まで

施設名	定員数	机台数	利用制限
学習室 1	72 人	24 台	・ 換気時の音出しは控えてください。
学習室 2	30 人	10 台	
学習室 4	12 人	4 台	
学習室 5	14 人	調理台 5 台 試食台 2 台	
学習室 6	24 人	4 台	
学習室 7	18 人	6 台	

学習室 5（調理室）利用の場合のガイドライン

- ・ 利用前に手洗いと手指の消毒をし、調理器具や食器類は洗浄した上で使用してください。
- ・ 飛沫感染・接触感染を防止するために十分な間隔を確保してください。（最低 1 m 以上の間隔）
- ・ 調理中はフードファンを使用し、窓を開けるなど適宜換気を行ってください。
- ・ 食事中以外はマスクを着用してください。
- ・ 利用後はテーブルなどを消毒し、使用した調理器具や食器類は必ず洗浄・乾燥させてください。
- ・ 席は密着しないように適度なスペースを空けてください。
- ・ 会話は控えめにしてください。
- ・ 回し飲みはや大皿は避けて、料理は個々にしてください。

《展示ギャラリー》令和3年10月25日～11月30日まで

施設名	定員数	机台数	利用制限
展示 ギャラリー	20 人程度	—	・ 同一時間帯に 20 人を超えないよう、 入場制限を設けてください。

《多目的アリーナ》令和3年10月25日～11月30日まで

施設名	定員数	机台数	利用制限
多目的 アリーナ	100人	4台	・密着する競技・行為はご遠慮ください。 ・当面、ヨガマットの貸出は行いません。

ダンス利用の場合のガイドライン

- ・定員を厳守してください。
- ・特定の個人、または固定のカップルでの利用としてください。
- ・通常行動を共にしているダンススポーツ固定カップルは、感染防止の視点では1人格とみなせるため、人単位、若しくはカップル単位での距離は平均2m以上を確保してください。
- ・完全予約制としてください。(参加者の入退時間、氏名、連絡先は必ず把握してください)
- ・受付での飛沫防止対策をお願いします。
- ・更衣室は密集しないよう、時間をずらして利用してください。
- ・酸欠・熱中症に注意しつつ、なるべくマスク及びフェイスシールド着用をお願いします。
(公益財団法人日本ダンススポーツ連盟のガイドラインに準拠)

ご利用時の基本的な注意事項(学習室、展示ギャラリー、多目的アリーナ)

- ・3密を避け、常時換気に努めてください。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的実施してください。
- ・施設の定員数を踏まえ、利用者が密にならない様に入場制限等を実施してください。
- ・貸出時に消毒用品をお渡しします。利用前に参加者様の検温の徹底、利用後に机やイスなど、使用した備品の消毒のご協力をお願いします。消毒時間も含めて利用時間内にご返却をお願いします。

2. 利用料金の取り扱い

【利用取消によるご利用料金の還付について】

規定通りの還付といたします。期日までに申請をお願いいたします。

3. 申請手続きについて

① 《学習室、多目的アリーナの利用回数の変更》

- ・令和4年3月末までのご利用は、同月内で8回のお申込みができます。

② 《変更手続き》

- ・定員数変更に伴う施設の変更は、差額を追徴、還付します。
- ・令和3年10月22日までにお支払い手続きをいただいた令和3年11月30日までのご利用については、既に変更済の施設（付帯含）も、変更可能です。（1回のみ）
- ・利用日当日の変更申請も可能です。変更前の使用承認書を忘れずにお持ちください。

③ 《取消手続き》

- ・規定に定めた期日までに窓口にて申請をお願いいたします。

④ その他諸注意事項

- ・ソーシャルディスタンス維持のため、窓口でのお手続き人数を制限する場合がございます。お時間に余裕を持って、手続きにお越しくください。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、筆記用具をご持参ください。
- ・窓口お手続きの際は、代表者様もしくは担当者様のみ、最少人数でお越しくください。
- ・本利用ガイドラインに定めなき事項は「利用のご案内」の通りとします。

4. 利用日前後・当日における対策

【利用日前の対策】

(1) 周知・広報

感染予防のため、来場者に対し、以下について事前に周知をしてください。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記症状に該当する者の来場禁止
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

【利用当日の対策】

(1) 来場者の入場時の対応

①以下の場合の、関係者および来場者の入場制限等の対応

- ・発熱があり、検温の結果 37.5℃以上の発熱があった場合
- ・咳・咽頭痛など、「利用日前の対策」の来場禁止に該当する症状がある場合
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴および当該在住者との濃厚接触がある場合等

②入室（来館）方法による感染予防対策

- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保
- ・余裕を持った入室・入場時間等の計画および設定
※券種やゾーン、名簿ごとの時間差での入場、入室・入場時間の前倒し等をご検討ください。
- ・施設入口に消毒液を設置し、手指消毒の徹底
- ・入室・入場時の行列は、最低1m（できれば2mが目安）の間隔を空けた整列と案内の実施
- ・配布物（資料・アンケート等）の手渡し配布を極力回避

(2) 展示物の取り扱い

対応は取扱事業者および関係者にも同様の取り組みを要請してください。

- ・対面の対応時は、アクリル板やビニールカーテン等により購買者との間を遮蔽
- ・スタッフのマスクの着用と、手指消毒の徹底、ユニフォーム等のこまめな洗濯
- ・行列が発生する場合は、最低1m（できれば2mが目安）の間隔を空けた整列と案内の実施
- ・多くの者が触れる、展示品、サンプル品・見本品の取り扱い禁止
- ・受付や資料配布等の際は、マスクや手袋を着用

(3) 利用施設内の感染防止策

接触感染や飛沫感染を防止するため、複合的な予防措置を講じてください。

- ・消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等

- ・感染予防措置がとれる座席の配置対策
 - ※指定席または利用できる座席の指定等
 - ※最前席は講演者等から距離を確保、席の前後左右を空けた配置、同等の効果を有する措置
- ・利用中の来場者同士の接触を控えていただく案内の実施
- ・場内における会話を控えていただく案内の実施
- ・余裕を持った休憩時間の設定などによる混雑緩和の対策
 - ※トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

(4) 利用関係者の感染防止策

- ・運営に必要な最小限度の人数による利用
- ・来場者と同条件の来館制限等の対応
 - ※上記「(1)来場者の入場時の対応①関係者および来場者の入場制限」と同条件
- ・主催者による、従事者の緊急連絡先や勤務状況の把握
- ・原則としてマスク着用、参加者間の間隔確保の依頼
- ・来場者の手指消毒の徹底
- ・備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者との共有の制限

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・速やかに別室へ隔離
- ・対応スタッフは、マスクや手袋の着用を徹底
- ・速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける

(6) 来場者の退場時の対応

- ・余裕を持った退場時間等の計画および設定
 - ※ゾーン、名簿ごとの時間差での退場、退室・終了時間の前倒し等をご検討ください。
- ・出待ちや面会等は控えるような案内の実施

(7) その他・公演後の対策

- ・関係者及び来場者について、可能な範囲で氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1ヶ月間）保持するように努めてください。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄してください。
- ・発生した感染者等（含む同居者等）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。
- ・渋谷区の「新型コロナあんしんチェックインサービス」のQRコードを掲示しておりますので、ご活用ください。

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/line/checkin.html>

以上